

第 40 回定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面に記載しない事項

事業報告

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告

事業報告、計算書類及び連結計算書類に係る監査報告

株式会社コモ

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条第 2 項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

会計監査人の状況

(1) 名称 EY 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	18,000 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。(最終改定 平成 29 年 4 月 10 日)

内部統制システム構築の基本方針

会社法第362条第4項第六号による体制の整備は、会社法施行規則第100条に従い以下の通り定めることとする。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は、取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため企業行動憲章を定める。
 - (2) 当社及び子会社は、業務の適正を確保するため内部監査体制の確保を図り内部監査を実施する。
 - (3) 当社及び子会社は、法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書は、これに関連する資料と共に、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業継続計画の策定を行い、危機管理対策本部組織を活用し、個々のリスクに応じた責任部署を定めると共に、網羅的、包括的に管理する体制を確保する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
組織規程、業務分掌規程等の社内規程等に基づき責任と権限の範囲を明確にし、迅速な意思決定を図ることにより業務の効率化を徹底する。
5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社及び子会社の責任者等の出席のもと、定期的に相互の情報交換等をし、効率的かつ適正な企業集団体制を作る。
 - (2) 取締役は、当社及び子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見したときは、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役の要請があれば、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室所属の使用人を、監査役を補助する使用人とする。
 - (2) 取締役及び使用人は、補助使用人の調査、監査等に対し、監査役に対するのと同等の協力を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 補助使用人は、監査役会事務局として行う監査役及び監査役会を補助する職務については、監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令には服さない。
 - (2) 補助使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分等の人事上の措置には、監査役の同意を必要とする。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 常勤監査役は、経営幹部会議等、重要な会議に出席の上、各部の業務報告を確認し、必要に応じて意見を表明する。
 - (2) 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況を監査役に具に報告する。
 - (3) 内部通報制度の責任者は、通報の内容を監査役に報告する。
 - (4) 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
9. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行につき費用の前払等を請求したときは、監査役の請求に従い円滑に支払を行う。
10. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役及び取締役は、監査役と定期的な会合を持つなどして、会社運営に関する意見の交換等を行い、意思の疎通を図る。
 - (2) 稟議書を全て監査役に回覧し、重要事項の確認を行う。

以上

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組

年に2回コンプライアンス委員会を開催し、当社並びに子会社の取締役及び従業員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、経営理念、企業行動憲章等を記載した小冊子の配布等により、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

② リスク管理に対する取組

事故災害対策規程、情報セキュリティ規程等に基づき、リスク管理に関する組織的な対応の徹底を図っております。

自然災害等の緊急時の対策としては、事業継続計画等に基づき、定期的に避難訓練等を実施しております。

③ 職務執行の効率性確保のための取組

取締役及び幹部従業員をメンバーとする経営幹部会議を毎月1回開催し、各取締役の管掌部門の月次業績のレビューを行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保のための取組

監査役は、当社及び子会社の重要な会議への出席のほか、取締役や従業員から聴取を行うこと等により業務の執行状況を直接的に確認しております。また、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室との会合を定期的実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日 から
2024年 3 月 31 日 まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日 期首残高	222,000	134,400	3,860,208	△ 306,230	3,910,377
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 24,322		△ 24,322
親会社株主に帰属する 当期純利益			42,043		42,043
自己株式の取得				△ 136	△ 136
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	17,721	△ 136	17,584
2024年3月31日 期末残高	222,000	134,400	3,877,929	△ 306,366	3,927,962

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2023年4月1日 期首残高	795	△ 1,932,656	△ 1,931,861	1,978,515
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 24,322
親会社株主に帰属する 当期純利益				42,043
自己株式の取得				△ 136
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	24,421	—	24,421	24,421
連結会計年度中の変動額合計	24,421	—	24,421	42,006
2024年3月31日 期末残高	25,216	△ 1,932,656	△ 1,907,440	2,020,522

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	コモサポート株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありませんので、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 (ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) 主な耐用年数は以下のとおりであります。
	建 物 6～50年
	機械及び装置 10年

無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア	社内利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
その他の無形固定資産	定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長期前払費用	定額法

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に帰属する支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準…………… 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

収益及び費用の計上基準…………… 当社グループは、ロングライフパンの製造販売を行っております。これらの製品の販売については、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

⑤表示方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 54,552 千円

(2) 会計上の見積り内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

②主要な仮定

当社の将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、得意先別の売上高及び原料価格の予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	497,045 千円
機械装置及び運搬具	0 千円
土地	1,308,462 千円
合計	1,805,508 千円

上記担保に係る債務

短期借入金	900,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	143,328 千円
長期借入金	100,032 千円
合計	1,143,360 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,311,692 千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に合理的な調整を行って計算する方法によっております。

再評価を行った年月日…2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
…△422,914千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,630,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年6月29日開催の第39回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当の総額 24,322千円

1株当たり配当額 7.00円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2024年6月27日開催の第40回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当の総額 24,321千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7.00円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に短期的な運転資金、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は、最長で決算日後9年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売業務規程に従い、営業債権について、財務経理部が全ての取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額130,000千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	85,741	85,741	—
資 産 計	85,741	85,741	—
(1) 長期借入金	703,360	710,501	7,141
(2) リース債務	116,526	117,444	918
負 債 計	819,886	827,945	8,059

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	85,741	—	—	85,741

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	710,501	—	710,501
リース債務	—	117,444	—	117,444

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	243,328	163,328	143,328	113,376	40,000	—
リース債務	40,889	27,914	19,332	11,912	5,950	10,526
合計	284,217	191,242	162,660	125,288	45,950	10,526

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

主たる販売経路	金額 (千円)
生活協同組合	2,414,349
自動販売機オペレーター	1,701,178
量販店	1,016,013
卸問屋	689,181
その他	1,488,970
顧客との契約から生じる収益	7,309,694
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,309,694

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

契約負債	当連結会計年度 (千円)
期首残高	1
期末残高	—

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 581円52銭
 (2) 1株当たり当期純利益 12円10銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当する重要な事象はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日 から
2024年 3 月 31 日 まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
2023年4月1日 期首残高	222,000	134,400	55,500	1,993,000	1,719,297	3,767,797	△ 306,230	3,817,966
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△ 24,322	△ 24,322		△ 24,322
当期純利益					47,435	47,435		47,435
自己株式の取得							△ 136	△ 136
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	23,113	23,113	△ 136	22,977
2024年3月31日 期末残高	222,000	134,400	55,500	1,993,000	1,742,410	3,790,910	△ 306,366	3,840,943

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2023年4月1日 期首残高	795	△ 1,932,656	△ 1,931,861	1,886,105
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 24,322
当期純利益				47,435
自己株式の取得				△ 136
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	24,421	—	24,421	24,421
事業年度中の変動額合計	24,421	—	24,421	47,398
2024年3月31日 期末残高	25,216	△ 1,932,656	△ 1,907,440	1,933,503

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 (ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) 主な耐用年数は以下のとおりであります。
	建　　物　　6～50年
	機械及び装置　　10年

無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア	社内利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
その他の無形固定資産	定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法
長期前払費用	定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度に帰属する支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、ロングライフパンの製造販売を行っております。これらの製品の販売については、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(6) 表示方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 47,370 千円

(2) 会計上の見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 26 号）で示されている会社分類、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

②主要な仮定

当社の将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、得意先別の売上高及び原料価格の予測であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	497,045 千円
機械及び装置	0 千円
土地	1,308,462 千円
合計	1,805,508 千円

上記担保に係る債務

短期借入金	900,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	143,328 千円
長期借入金	100,032 千円
合計	1,143,360 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,279,899 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	10,408 千円
短期金銭債務	47,955 千円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に合理的な調整を行って計算する方法によっております。

再評価を行った年月日…2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
…△422,914千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	249,519千円
営業外取引	7,466千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	155,472株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	15,819千円
固定資産減価償却費	20,995千円
役員退職慰労引当金	34,843千円
退職給付引当金	13,152千円
その他	14,783千円

繰延税金資産小計	99,593千円
----------	----------

評価性引当額	△41,095千円
--------	-----------

繰延税金資産合計	58,498千円
----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11,120千円
資産除去債務	△7千円

繰延税金負債合計	△11,128千円
----------	-----------

繰延税金資産の純額	47,370千円
-----------	----------

再評価に係る繰延税金資産

土地再評価差額金	591,473千円
----------	-----------

評価性引当額	△591,473千円
--------	------------

再評価に係る繰延税金資産計	—千円
---------------	-----

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)
子会社	コモサポート株式会社	愛知県 小牧市	10,000	パン・菓子の保管及び仕分業務請負、配送手配代行等	100.0

関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	パン・菓子の保管、仕分、詰合せ業務契約	業務委託料	249,519	未払金	47,955
		事務手数料等	6,026	未収入金	1,100
		事務所賃貸料	1,440	未収入金	264

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務委託料は、他の業者の価格を参考にし、業務内容を勘案して決定しております。
2. 事務所賃貸料は、近隣の取引価格を参考に決定しております。
3. 事務手数料は、人件費等を基礎として決定しております。
4. 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には、消費税等を含めております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 556円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円65銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当する重要な事象はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社 コモ
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コモの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コモ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいて、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社 コモ
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コモの2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社 コモ 監査役会

常勤監査役 加藤 英次 (印)

社外監査役 井口 浩治 (印)

社外監査役 土井 竜二 (印)